

## 白糠町地域防災計画

---

### 第 4 章

# 災 害 予 防 計 画



## 第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、本計画の定めるところによる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努め、災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害予防策を講じるものとする。

### 第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

#### 1 水防区域及び整備計画

資料編のとおり

#### 2 高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画

資料編のとおり

#### 3 市街地における低地帯の浸水予想区域及び整備計画

資料編のとおり

#### 4 地すべり・がけ崩れ・土石流危険渓流等危険区域及び予防計画

第4節 土砂災害対策計画及び資料編のとおり

#### 5 雪崩危険区域及び整備計画

資料編のとおり

#### 6 防災拠点等整備計画

資料編のとおり

#### 7 危険物貯蔵所等所在区域

資料編のとおり

#### 8 山地災害危険地区

資料編のとおり

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 警戒体制

降雪期において、各関係機関は、釧路地方気象台の発表する気象等に関する注意報、警報及び気象情報に留意し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制をとるものとする。

2 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める町内における主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道株式会社（釧路支社）が行う。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防・救急対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて、主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部（委任機関：株式会社N T T東日本-北海道釧路支店）は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク（株）釧路支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 なだれ防止対策

住民等に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を住民等に周知させるため、関係機関は、それぞれ自己の業務所管区域の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図り、巡視等の強化対策を講ずるものとする。

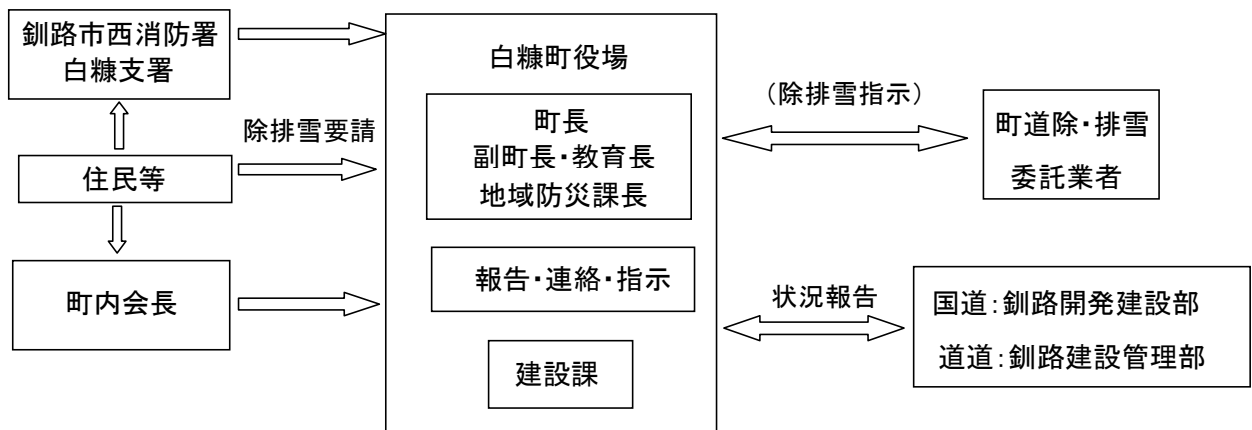
## 7 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく交通が途絶している地区において、火災発生、救急医療対策及び食糧供給等が困難な事態が発生した場合、町は、関係機関と協力し、速やかに救援等の措置をとるものとする。

## 8 積雪時等における消防・救急対策

- (1) 町は、積雪時や暴風雪等の悪天候時に火災が発生した場合や、救急車両等の活動に支障があると判断した場合、それぞれの道路等を所管する関係機関に除雪の依頼をし、除雪車を優先的に必要な現場に出動させる等、消防・救急活動の確保に努める。
- (2) 町は、除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車、救急車の運行に支障のないように除雪体制を整備しておくものとする。
- (3) 消防水利については、釧路市西消防署（白糠支署）により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

## 9 町除雪連絡体制



第3節 融雪災害対策計画

水防計画に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害の予防に関することは、本計画の定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、釧路地方气象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、注意報、警報、低気圧の発生及び経路、降雨及び気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防区域内及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（担当：建設班）及び釧路市西消防署（白糠支署）は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、なだれ、積雪、捨雪、結氷等により、河川、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河川、導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

町長は他の道路管理者と連携し、なだれ、積雪、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の確保、整備、点検

町長は他の河川管理者と連携し、水防活動を迅速かつ効率的に行うために、融雪出水前に水防資機材の確保並びに整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長は他の河川管理者と連携し、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第4節 土砂災害対策計画

急傾斜地等における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、  
本計画の定めるところによる。

## 1 予防対策

町内には、地すべり、落石による住家、道路交通等に被害をもたらす、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在しているため、土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等、身体、人命に被害が発生するおそれがあるため、地すべり等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、住民に対し、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定め、町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対して危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、落石、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知徹底する。

町における地すべり、がけ崩れ、土石流危険渓流等の危険区域は「第4章 第1節 4 地すべり、がけ崩れ等予想区域及び整備計画」に定めるとおりである。

(R4.1 現在)

| 自然現象の種類 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害警戒区域 | 内特別警戒区域 |
|---------|----------|----------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 16       | 16       | 15      |
| 土石流     | 23       | 23       | 7       |
| 地すべり    | 7        | 7        | 0       |
| 指定箇所数計  | 46       | 46       | 22      |

資料編 ④地すべり・がけ崩れ・土石流危険渓流等危険区域

## 2 警戒体制

町長は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒にあたるものとする。

(1) 警戒巡視にあたって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 表層の状況
- イ 地表水の状況
- ウ 湧水の状況
- エ 亀裂、落石の状況
- オ 樹木等の傾倒状況

### 3 避難及び救助

災害が発生し、又は土砂災害警戒情報が当町に発表されるなど、災害時には、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に対し警告し、避難のため立ち退きを指示するとともに関係機関に通知し、地域住民とともに避難誘導等の協力を得、住民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるものとする。

洪水や高潮その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画の定めるところによる。

### 1 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

#### (1) 白糠町（水防管理者）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

#### (2) 北海道（釧路総合振興局）

ア 釧路総合振興局長は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ 釧路総合振興局長は、水防法第13条2項の規定により、水位周知河川について、避難判断水位に達したときは、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

ウ 釧路総合振興局長は、水防法第16条（水防警報）第3項の規定により水防警報を発表する場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

#### (3) 居住者等の責務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、釧路市西消防署（白糠支署）から、水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

### 2 水防組織及び所轄事務

本計画「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は経済対策部で行うものとする。

また、水防に関する事務は「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ所轄するものとする。

### 3 安全配慮

水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するため、避難誘導や水防作業の際は、ライフジャケット着用、安否確認用通信機器及び防災気象情報入手のためのラジオの携行をするなど従事者自身の身の安全を確保しなければならない。

### 4 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域及び洪水浸水想定区域内において円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるよう配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）は「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

## 5 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、釧路地方气象台、釧路総合振興局釧路建設管理部と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

雨量は、釧路地方气象台及び国土交通省「川の防災情報」等で、ホームページで公表している雨量計等の情報を随時収集して参考にする。

「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる危険区域は、必要があると認めた場合、定期的な巡視等により水位観測等、随時状況を把握しておく。

## 6 水防活動用気象予警報

### (1) 水防活動用予警報の種類

|                                        | 種 類                                                                     | 発表機関    | 摘 要                            |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------|
| 水防活動用気象予警報気象業務法第14条の2第1項<br>水防法第10条第1項 | 大雨注意報、大雨警報<br>又は大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報、<br>高潮注意報、高潮警報<br>又は高潮特別警報、記録的短時間大雨情報 | 釧路地方气象台 | 一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。 |

### (2) 水防活動の種類

| 種 類    | 内 容 等                                                                                                              | 配備基準・配備体制                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報連絡体制 | 釧路地方气象台その他関係水防機関等と連絡を取り、気象、水象、地象等に関する情報の収集、伝達、連絡が関係機関、関係課長等と速やかにとれる少数の人数をもって対応にあたる。                                | 気象業務法に基づく気象、水象、地象現象に関する警報（波浪、高潮、大雨、洪水）、記録的短時間大雨情報が本町を含む地域に発表されたとき。（地域防災課長、防災担当職員、建設課長、土木職員）波浪、高潮警報が発表された場合は、上記に加え経済課長、水産職員も含む） |
| 準 備    | 水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、樋門・陸閘準備、通信、輸送手段、水防活動に必要な人員の準備及び確保。                                                             | 雨量、水位、流量その他の状況により、必要と認めたとき。（関係職員）                                                                                              |
| 待 機    | 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する体制。<br>水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない状態。 | 雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めたとき。（関係職員）                                                                                 |

なお、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときの非常配備については「第2章 第2節 6 本部の配備体制」に定めによるところとする。

## 7 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄

水防倉庫及び水防用資機材の備蓄は、次のとおりである。

なお、備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、民間等から調達するものとする。

### (1) 水防倉庫

| 設 置 場 所   | 棟数 | 面積               | 所 在 地          | 備 考 |
|-----------|----|------------------|----------------|-----|
| 白糠町役場地下倉庫 | 1  | 16m <sup>2</sup> | 白糠町西1条南1丁目1番地1 |     |

### (2) 水防資機材の備蓄

| 品 名 | 土のう用袋  | スコップ  | つるはし | 発電機 | 可搬ポンプ |
|-----|--------|-------|------|-----|-------|
| 数 量 | 1,374袋 | 剣先30本 | 3本   | 1台  | 4台    |

### (3) 民間団体等から調達可能な水防資材

| 調 達 先                  | 所在地                 | 電話番号   | 調達できる資材等                   |
|------------------------|---------------------|--------|----------------------------|
| 釧路丹頂農業協同組合<br>白糠支所資材店舗 | 白糠町西1条<br>北4丁目3番地1  | 2-3258 | 大型土のう用袋、ブルーシート<br>スコップ、ロープ |
| 白糠金物センター株式<br>会社       | 白糠町東1条<br>南2丁目1番地11 | 2-2264 | 土のう用袋、ブルーシート<br>スコップ、ロープ   |

## 8 水防区域を防御するための地域分担等

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

| 分担区域      | 河 川 名     | 消防機関・消防団                     |
|-----------|-----------|------------------------------|
| 白 糠 区 域   | 茶路川、和天別川  | 釧路市西消防署白糠支署<br>白糠消防団第1分団     |
| 西 庶 路 地 区 | 庶路川       | 釧路市西消防署白糠支署<br>白糠消防団第2分団・3分団 |
| 庶 路 地 区   | 庶路川、コイトイ川 | 釧路市西消防署白糠支署<br>白糠消防団第2分団・3分団 |

## 9 非常監視及び警戒

建設班は、水防管理者（町長）が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

警戒監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 表のりで水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部よりの漏水と扉のしまり具合
- (6) 橋りょうとその他構造物と堤防の取付部分の異常

## 10 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速かつ的確に実施するものとする。

## 11 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

| 方法<br>区分          | 警鐘信号                             | サイレン信号                                        | 摘 要                               |
|-------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 警戒信号              | ●休止<br>●休止<br>●休止                | 5—15 5—15 5—15<br>秒 秒 秒 秒 秒 秒<br>●—休止●—休止●—休止 | 気象官署から洪水警報を受けたときまたは、はん濫注意水位になったとき |
| 出動第1信号            | ●—●—●—<br>●—●—●—<br>●—●—●—       | 5—6 5—6 5—6<br>秒 秒 秒 秒 秒 秒<br>●—休止●—休止●—休止    | 水防活動隊（消防機関及び水防団等）の全員出動信号          |
| 出動第2信号            | ●—●—●—●—<br>●—●—●—●—<br>●—●—●—●— | 10—5 10—5 10—5<br>秒 秒 秒 秒 秒 秒<br>●—休止●—休止●—休止 | 本町の区域内に居住する者の出動信号                 |
| 危険信号<br>（避難、立ち退き） | 乱 打                              | 1—5 1—5 1—5<br>分 秒 分 秒 分 秒<br>●—休止●—休止●—休止    | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせる信号    |

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。又適宜繰り返すこと。
  - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン音を併用することを妨げない。
  - 3 住民への周知の方法は、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）ほか、広報車、電話、口頭等により行い、必要と認める場合は、各戸訪問し周知、避難誘導する。
  - 4 危険が去ったときは、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車、口頭、電話等により周知させる。

## 12 避難計画

水防管理者は、堤防等が決壊した場合又は破堤、浸水のおそれがある場合は、直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

その際は「第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところによる。

## 13 水防通信連絡

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、「第3章 第2節 災害通信計画」に準じるものとする。

## 14 報告

### (1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに北海道（釧路総合振興局）に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

### (2) 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、下記様式により水防活動状況を北海道（釧路総合振興局）に報告するものとする。

なお、報告日及び調査対象期間は次に定めるところによる。

#### ア 水防活動実施報告書提出期限等

- ・ 6月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 1月 ～ 5月
- ・ 8月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 6月 ～ 7月
- ・ 10月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 8月 ～ 9月
- ・ 1月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 10月 ～ 12月

# 第4章 災害予防計画

## イ 報告様式

様式 1

### 水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月  
至 年 月

(北海道：白糠町)

| 区 分      | 水防活動 |            | 使用資材費 |       |   | 団体数 | 左のうち主要資材35万円以上使用団体分 |       |   | 備考 |
|----------|------|------------|-------|-------|---|-----|---------------------|-------|---|----|
|          | 団体数  | 活動延<br>人 員 | 主要資材  | その他資材 | 計 |     | 使用資材費               |       |   |    |
|          |      |            |       |       |   |     | 主要資材                | その他資材 | 計 |    |
| 県(都道府県)分 |      | 人          | 円     | 円     | 円 |     |                     |       |   |    |
| 前 回 迄    | —    |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分      | —    | —          |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分      | —    | —          |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分      | —    | —          |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 小 計      | —    | —          |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 累 計      | —    | —          |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 県(都道府県)分 |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 前 回 迄    |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分 ( )  |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分 ( )  |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分 ( )  |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 月 分 ( )  |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 小 計      |      |            |       |       |   |     |                     |       |   |    |
| 累 計      |      |            |       |       |   |     | 円                   | 円     | 円 |    |

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の ( ) 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じて区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第6節 消防計画

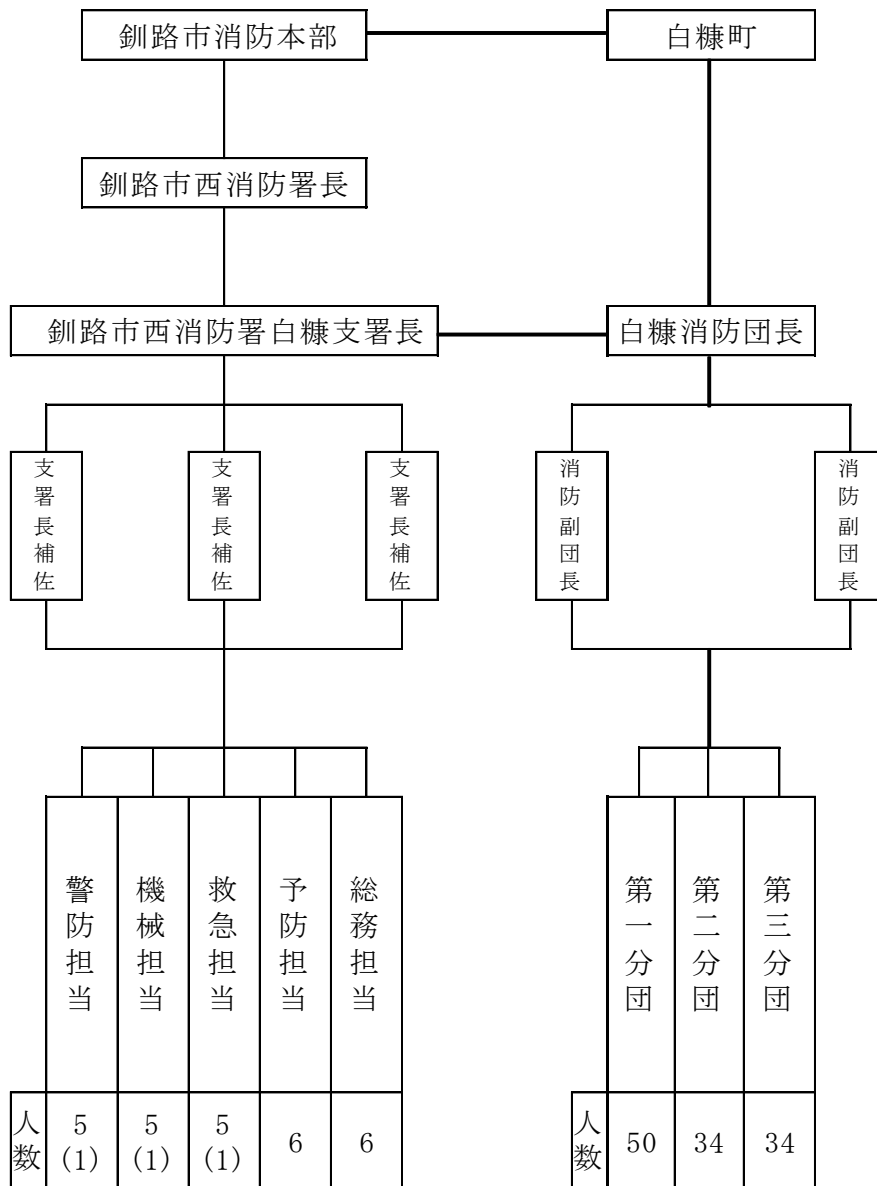
消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

この計画は、消防組織法及び消防法に基づき、白糠町において消防機関が十分にその機能を発揮し、その被害を最小限に防止するための組織及び火災予防対策、警防計画等に関し必要な事項を定める。

1 消防機関の組織及び機構

常備の消防事務は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、釧路市消防本部で処理するものとし、その組織は次のとおりである。

(1) 消防組織図（人員は定数を表す）



( )内は兼務

## 2 消防施設の現況

### (1) 車両

| 所 属   |      | 指揮車 | 消防ポンプ車 | 水槽付きポンプ車 | 小型ポンプ付き水槽車 | 小型ポンプ積載車 | 小型ポンプ | 小型動力ポンプ | 大型水槽車 | 資機材運搬車 | 救急車 | 広報車 |
|-------|------|-----|--------|----------|------------|----------|-------|---------|-------|--------|-----|-----|
| 消 防 署 |      | 1   |        | 2        |            |          |       |         | 1     | 1      | 2   | 1   |
| 消 防 団 | 第1分団 | 1   | 1      | 1        |            |          |       |         |       |        |     |     |
|       | 第2分団 |     | 1      |          |            | 1        |       |         |       |        |     |     |
|       | 第3分団 |     | 2      |          |            |          |       |         |       |        |     |     |
| 合 計   |      | 2   | 4      | 3        |            | 1        |       |         | 1     | 1      | 2   | 1   |

### (2) 消防水利保有数

| 水利名<br>区 分 | 消 火 栓   |     |     |         | 貯 水 槽  |        |
|------------|---------|-----|-----|---------|--------|--------|
|            | 公 設     |     | 私 設 | 計       | 公 設    | 計      |
|            | 単 口     | 双 口 | 単 口 |         |        |        |
| 白糠地区       | 40 (28) |     | (1) | 40 (29) | 28 (1) | 28 (1) |
| 庶路地区       | 11 (5)  | (5) | (1) | 11 (11) | 5      | 5      |
| 西庶路地区      | 23 (10) |     |     | 23 (10) | 10     | 10     |
| 合 計        | 74 (43) | (5) | (2) | 74 (50) | 43 (1) | 43 (1) |

※ ( ) 内は、規格外施設

## 3 火災予防

火災を未然に防止するため、町民に対して、広報等により随時警戒心の喚起を図るとともに、次により防火思想の普及、啓発を推進する。

### (1) 火災予防住民運動の促進

#### ア 火災予防運動

春、秋の火災予防運動をはじめとする、各種火災予防運動を積極的に推進し、ビデオ放映会、講演会、講習会等の開催、防火資料の配布等により防火思想の普及徹底を図る。

#### イ 自主防災組織等の育成

地域住民による自主防災組織等の育成を図り、防犯・防火・防災において実効性のある予防活動の知識の普及に努める。

#### ウ 報道機関による防火思想の普及

## 第4章 災害予防計画

町民に対し、新聞、テレビ、ラジオ、町広報誌等により随時防火に関する知識の普及に努める。

### エ 諸行事による防火思想の普及

町、各種団体の主催諸行事等で多数の町民等が集まる機会を利用し、防火資料の配布等により防火思想の普及徹底を図る。

### (2) 防火管理者の育成

防火管理者資格講習会を開催して法定資格者を育成するとともに、上級研修会を通じて防火管理者の知識の向上を図り、また、防火管理者を定めるべき防火対象物における消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備、防火管理者の自主的組織の育成等により、自衛消防体制の強化に努める。

### (3) 火災予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防職員及び消防団員による火災予防査察を定期的を実施する。

### (4) 危険物の規制

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、消防職員による立ち入り検査の実施及び各種研修会等を開催するとともに、危険物所有者の自主的組織の育成により自衛消防体制の強化に努める。

### (5) 住宅用火災警報器の設置推進

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資するため、設置が義務づけられている「住宅用火災警報器」の設置及び普及促進を図る。

#### ※ 参考（住宅用防災警報機の設置義務）

- ・新築住宅：平成18年6月1日以降に建てられる住宅
- ・既存住宅：平成23年5月31日までの間に設置する。

### (6) 建築物の確認に対する同意

消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

## 4 火災警報及び伝達計画

### (1) 火災気象通報

#### ア 種類

|        |                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 火災気象通報 | 火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台が札幌管区気象台を経由して北海道に行い、北海道から白糠町長に通報するものとする。 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|

#### イ 発令基準

実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速毎秒12m以上が予想される場合とする。

ただし、平均風速が毎秒12m以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象情報を行わない場合がある。

### (2) 火災警報

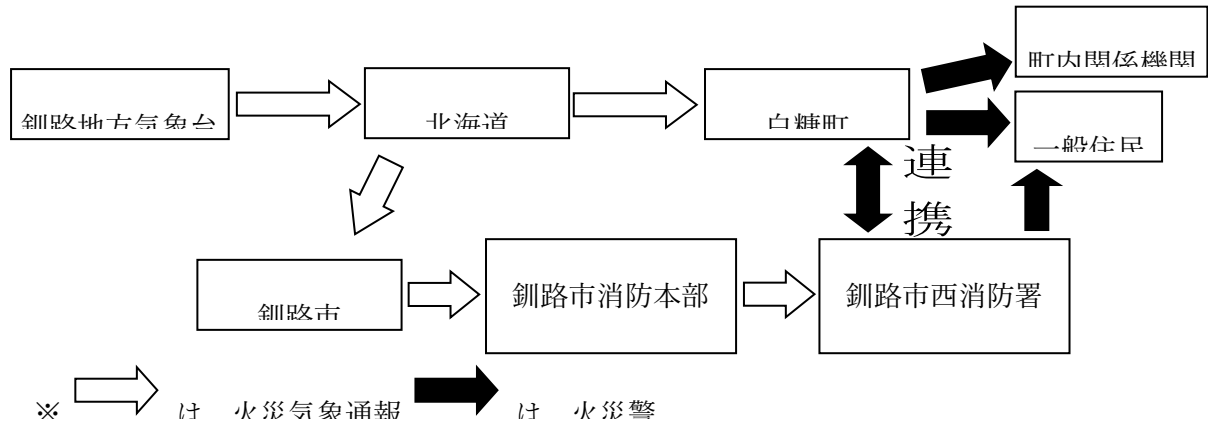
## 第4章 災害予防計画

町長は、前期の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発表条件となり、火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

| 火災警報発令条件                                    |
|---------------------------------------------|
| 実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10m/s 以上の時 |

### (3) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

火災気象通報及び火災警報の伝達方法は次によるものとする。



### (4) 火災警報等発令時の伝達

火災警報を発令したときは消防法施行規則第 34 条の規定（別表 1）に基づくサイレン、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車等により、一般住民等に周知徹底を図らなければならない。

### (5) 解除

気象の状況が火災予防上危険のない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除し、火災警報等発令時の伝達に準じて、関係機関及び一般住民に対して解除したことを周知する。

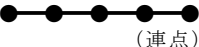
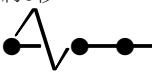
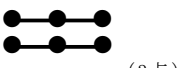
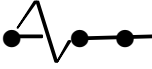
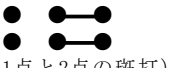
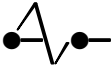
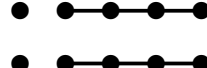
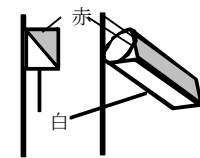
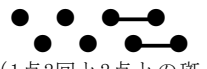
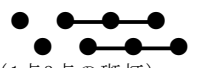
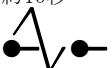
### (6) 招集及び出動

ア 建物火災等の災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、釧路市西消防署長は招集計画に基づき職員を招集するほか消防団長は、状況を判断し、直ちに必要な消防団員を招集するものとする。

イ 上記の招集は、消防無線、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、電話等により行う。

ウ 火災時における消防隊の管轄区域及び出動区分は、釧路市警防規程等による。

別表 1

| 方法<br>信号別                  | 種 別                                                                                                                           | 打鐘信号                                                                                                 | 余韻防止付き<br>サイレン信号                                                                                            | その他の信号                                                                                                                                         |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火<br>災<br>信<br>号           | 近火信号<br>(消防署から約800m以内のとき)                                                                                                     | <br>(連点)            | 約3秒<br><br>2秒休み<br>(短声連点) |                                                                                                                                                |
|                            | 出場信号<br>(署所団出場区域内)                                                                                                            | <br>(3点)            | 約5秒<br><br>約6秒            |                                                                                                                                                |
|                            | 応援信号<br>(署所団特命応援出場のとき)                                                                                                        | <br>(2点)            |                                                                                                             |                                                                                                                                                |
|                            | 報知信号<br>(出場区域外の火災を認知したとき)                                                                                                     | <br>(1点)            |                                                                                                             |                                                                                                                                                |
|                            | 鎮火信号                                                                                                                          | <br>(1点と2点の斑打)      |                                                                                                             |                                                                                                                                                |
| 山<br>林<br>火<br>災<br>信<br>号 | 出場信号<br>(署所団出場区域内)                                                                                                            | <br>(3点と2点の斑打)      | 約10秒<br><br>約2秒          |                                                                                                                                                |
|                            | 応援信号<br>(署所団特命応援出場のとき)                                                                                                        |                                                                                                      |                                                                                                             |                                                                                                                                                |
| 火<br>災<br>警<br>報<br>信<br>号 | 火災警報発令信号                                                                                                                      | <br>(1点と4点との斑打)   | 約30秒<br><br>約6秒         | 掲示板<br><br>火災警報発令中<br>(赤字に白字)<br>形状及び大きさは、適宜とする。<br>旗吹き流し |
|                            | 火災警報解除信号                                                                                                                      | <br>(1点2回と2点との斑打) | 約10秒 約1分<br><br>約2秒     |                                                                                                                                                |
| 演<br>習<br>招<br>集<br>信<br>号 | 演習招集信号                                                                                                                        | <br>(1点3点の斑打)     | 約15秒<br><br>約6秒         |                                                                                                                                                |
| 備<br>考                     | <p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p> |                                                                                                      |                                                                                                             |                                                                                                                                                |

※消防法施行規則第34条

## 5 消防相互応援計画

不測の大規模災害及び境界における火災被害を最小限度にとどめるため、災害発生時において、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」の近隣市町村及び他の消防機関へ応援を要請する。

また、必要に応じ、釧路市消防本部を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

北海道広域消防相互応援協定構成市町村等（関係分）

| 地 域  | 構成市町村等                                                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道東地域 | 釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、とまち広域消防事務組合、釧路北<br>部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合 |

## 6 教育訓練

消火活動及び火災予防指導を効果的に行うための教育訓練を実施し、消防職員・団員の資質の向上を図る。

### (1) 消防職員の教育訓練

消防職員の教育訓練については、釧路市消防職員研修規定に基づく訓練計画により教育訓練を行う。

### (2) 団員の教育訓練

消防団又は分団ごとに訓練計画を立て、団員に教育訓練を行う。

### (3) 訓練の成果を確認し、技術の向上を図るため、災害を想定した総合的な消防演習を計画的に実施する。

## 7 救助・救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに警察、医師会等との連携を図り、救助・救急活動の万全を期するものとする。

## 8 その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、釧路市消防本部の規定等に準ずるものとする。

第7節 林野火災対策計画

林野火災の予防及び消火活動により、森林資源の保全を図るための対策は、本計画の定めるところによる。

1 組織

林野火災の予防対策を推進するため、白糠町山火事予消防推進本部を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

ア 白糠町

イ 北海道：釧路総合振興局産業振興部林務課、釧路総合振興局森林室音別事務所、十勝総合振興局森林室

ウ 国：北海道森林管理局根釧西部森林管理署

エ 警察：釧路警察署（白糠交番、西庶路駐在所、庶路駐在所）

オ 消防：釧路市消防本部、釧路市西消防署白糠支署、白糠消防団

カ 組合：くしろ西森林組合、各森林愛護組合

(2) 協力機関

ア 委員会：白糠町教育委員会、白糠町農業委員会

イ 町内会：79 町内会

ウ 旅客輸送：北海道旅客鉄道(株)釧路支社釧路駅、くしろバス(株)白糠営業所

エ 通信：町内各郵便局（白糠、西庶路、庶路）

オ 自衛隊：陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊

カ 巡視人：白糠町有林野監視人、鳥獣保護員、森林保全巡視員

キ 各団体：釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所、釧路丹頂農業協同組合白糠支所、釧路地区農業共済組合西部事業センター音別白糠家畜診療所

ク 民間会社：王子木材緑化(株)、(株)ニチモク林産北海道

2 気象情報対策

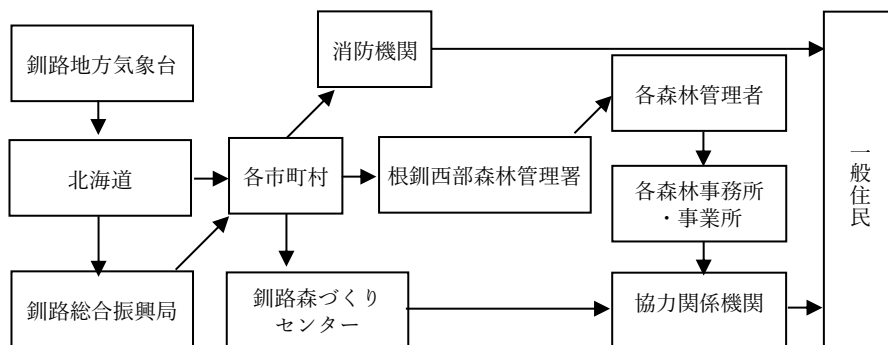
林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることから、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

## (2) 伝達系統

釧路気象台から発表された通報の伝達系統は、次によるものとする。



### (3) 関係機関の措置

ア 北海道釧路総合振興局

気象情報により、火災発生の危険があると判断される場合、北海道総合行政ネットワークにより、町及び消防機関へ伝達する。

## イ 白糠町

気象情報を得たときは、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、一般住民へ白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等により広報を行う。

ウ 関係機関

気象情報の通報を受けた関係機関は、それぞれ適切な措置をとるとともに、関係する部署等へ連絡するものとする。

### 3 林野火災予防思想の普及対策

林野火災に対する関心をより一層向上させることを目的に、防火思想の普及、啓発を図る。

- (1) テレビ、ラジオ放送及び新聞、その他広報誌等による啓発
- (2) ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗掲出による啓発
- (3) バス等運転期間における啓発
- (4) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (5) 小・中学校児童、生徒による協力（標語、ポスターの募集）
- (6) 山火事予防パレード等の実施
- (7) 関係機関との協議会開催

#### 4 林野火災予防対策

林野火災発生原因は、そのほとんどが人為的なものであるため、次により対策を講ずるものとする。

##### (1) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣り等で入林する者に対し、次のような事項を厳守するよう啓発する。

ア たばこ、たき火等による失火の危険性について十分な防火思想、火の取扱いについての啓発を行う。

イ 入林しようとする場合は、民有林については所有者、国有林については北海道森林管理局根釧西部森林管理署、道有林については十勝総合振興局森林室、町有林については白糠町の許可を必要であることを指導、啓発及び周知し、無許可入林者を無くすよう努める。

ウ 林野火災危険期間中（4月～6月）の入林禁止の周知を図る。

エ その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

##### (2) 火入れ対策

林野火災危険期間中（4月・5月・6月とし、以下「危険期間」という。）の火入れは、極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

ア 山林内及び山林から1kmの範囲内で、たき火やごみ焼きをする場合でも許可が必要であることを周知徹底し、無許可火入れを根絶する。

イ 警報発令又は気象状況の急変の際は一切の火入れを禁止又は中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。

エ 森林法及び白糠町火入れ許可条例で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に充分留意して行うよう指導、周知徹底を図る。

##### (3) 林内事業者対策

造林、造材等、林内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。

イ 事業箇所、火気責任者の指定する喫煙場所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。

エ 失火することの無いよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

オ 林内事業者は、車両等を林道に駐車させる場合は、他の車両等の交通に支障を来さないように留意する。

##### (4) 大面積森林所有者及び不在地主対策

大面積森林所有者及び不在地主は、自己の所有山林から林野火災が発生しないよう、火災予防の万全を図る。

(5) 機械力導入に対する予防対策

チェンソー、刈払機、林業機械の使用については、次の事項に留意すること。

ア 燃料、又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。

イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切りエンジンを止め安全な状態にしてじょうご、くだ付容器等により補給すること。

ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線ゆるみ等の点検整備を励行すること。

エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(6) 民有林対策

森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を樹立し、防火の万全を期する。

(7) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本町における山火事予防の中核体をなすものであるから、町及び関係機関は、森林愛護組合の協力を要請し、予防の万全を図る。

## 5 林野火災消防対策

町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の事項に留意する。

林野火災発生の際は、森林組合及び関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものとし、消防機関で消火困難になったとき又は困難になるおそれがあると予想される場合は、「第5章 第21節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づく自衛隊派遣要請をする。

また、大火等の発生の場合は、ヘリコプターによる空中消火を実施するものとし、その応援要請は、「第4章 第6節 5 消防相互応援計画」の定めるところによる。

(1) 予消防組織の整備

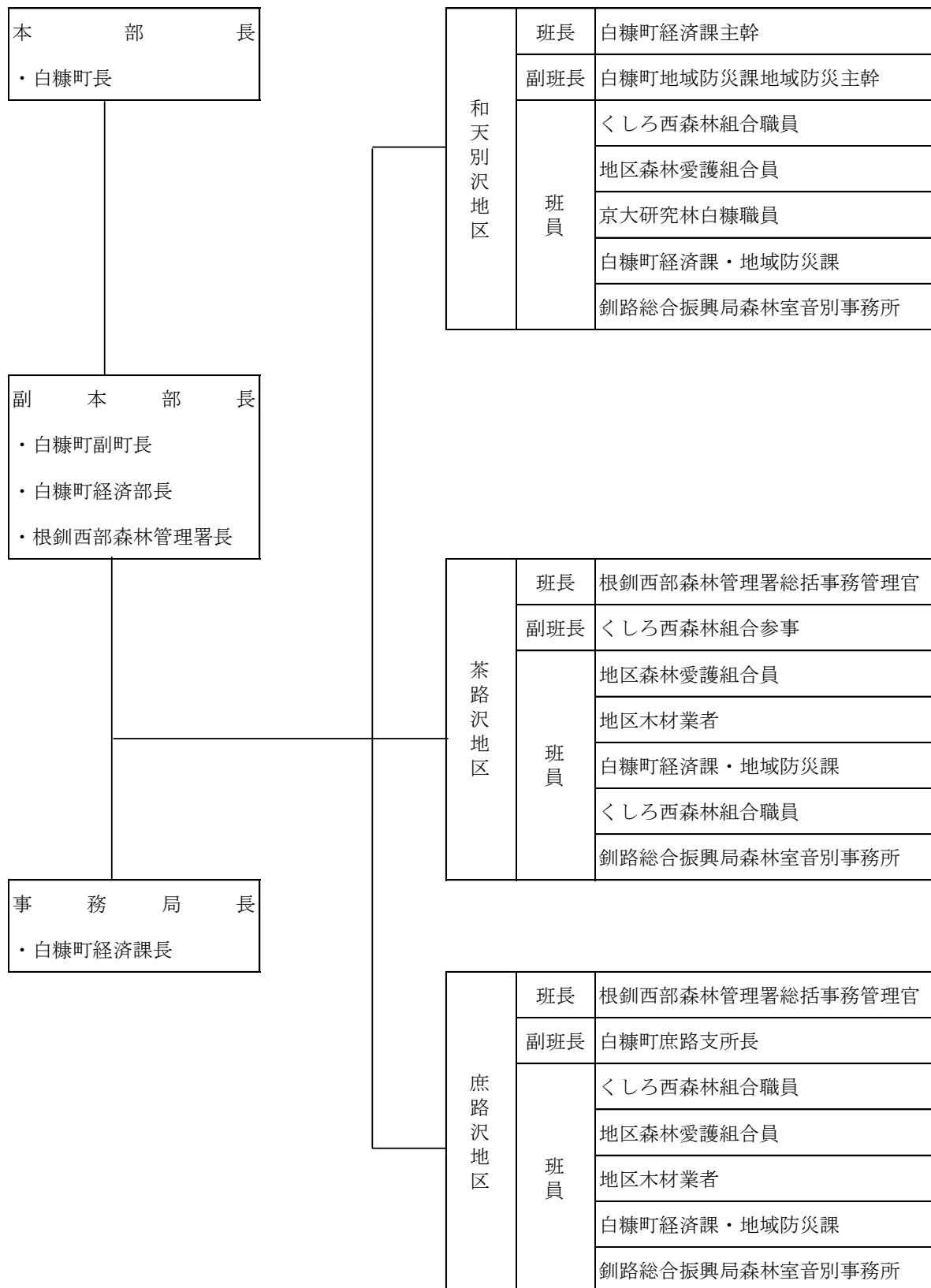
白糠町緑化推進委員会で設置している白糠町山火事予消防推進本部編成表を別図1のとおり定めるものとする。

(2) 火災発見通報

火災を発見した場合及び失火した場合の連絡系統は、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に掲げる災害情報等連絡系統図及び白糠町山火事予消防推進本部で定める山火事発生通報系統図を別図2のとおり定めるものとする。

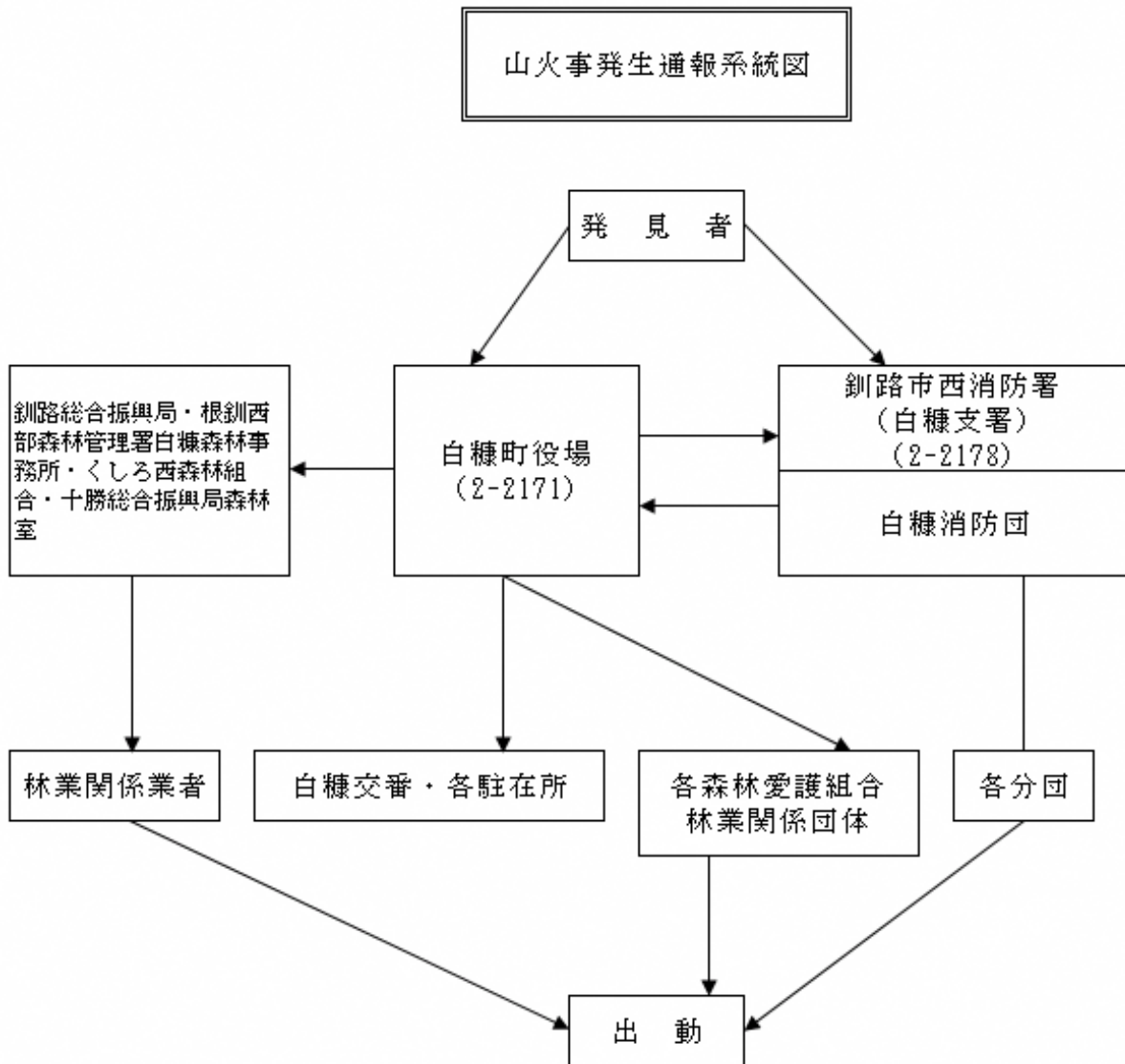
別図1

白糠町山火事予防推進本部編成表



別図2

山火事発生通報系統図（白糠町山火事予消防推進本部）



第8節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災意識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

道、町及び防災関係機関は、自主的に防災訓練計画を作成し、共同して訓練を実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた防災体制の改善について検討、見直しをするものとする。

2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、他の機関が行う総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

災害救助、水防活動、避難誘導、情報収集、情報伝達等、大規模な災害を想定した、総合的、立体的な大規模な訓練を実施する。

(2) 災害通信連絡訓練

各種災害を想定した、主通信、副通信等を組み合わせた、情報収集、情報伝達、広報等の訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防工法、水位雨量観測、消防機関の動員、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通信伝達等の訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村との応援、通信、避難、立ち退き、救出、救助、消火、広報等の訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

水防訓練、大火訓練、津波避難訓練等とあわせて、避難の指示、避難の誘導、情報伝達、避難所の運営、炊き出し訓練、防疫訓練等の訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

各種災害を想定した、災害対策本部、町関係職員、消防機関等の非常時における非常招集訓練を実施する。

(7) 防災図上訓練

各種災害に対する応急対策訓練を図上で行う訓練を実施する。

(8) その他災害に関する訓練を実施する。

### 3 民間団体との連携

道、町及び防災関係機関は、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び工法を継続的に推進するものとする。

## 第9節 避難行動要支援者対策計画

## 1 安全対策

町民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速にかつ正確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するため適切な行動をとらなければならない。

しかし、乳幼児や高齢者、障がい者、妊産婦、在住外国人等（避難行動要支援者）は、自力で十分な行動がとれないため、防災担当部局と福祉担当部局との連携のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者の実態把握を行うと共に避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うよう努める。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

## (1) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするふれあい連絡票（以下本節で「名簿」という。）を作成する。

名簿に登録される者の範囲、内容は、白糠町避難行動要支援者支援制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第2条及び同第3条に規定するものとし、本人同意のうえ登録する。

また、住民の転入・転出、介護認定、身体障がい者手帳等の事務を通じて名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとし庁舎等の被災等の辞退が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保存する等、適切な管理に努めるものとする。

## (2) 名簿情報の提供先並びに支援体制

地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るために、要綱第2条に規定する者と登録名簿情報を共有し、同7条に規定する支援を行う。

## (3) 名簿情報の漏えい防止

名簿情報漏えい防止のため、名簿情報を提供した支援者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを説明し、支援目的以外の利用は、要綱第8条の規定により制限をする。

また、大規模災害時には、通信途絶、交通遮断等が予想されることから、避難行動要支援者の保護と安全について、地域住民及びボランティア団体等の協力援助体制のあり方とその役割を明確にするよう努める対策等については、本計画の定めるところによる。

## (4) 支援者の安全確保

支援者は自身及び家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等を行えるよう支援者の安全確保に十分配慮する。

## 2 情報伝達

町は、災害時において避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達方法は、次に掲げる事項の内、いずれかの方法、各種組み合わせた方法により確実に伝達できるようにする。特に避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮をしなければならない。

- (1) 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)による伝達
- (2) 広報車による伝達
- (3) ラジオ、テレビ等による伝達
- (4) 電話による伝達
- (5) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会長、ボランティア、隣人等の協力を得て行う伝達
- (6) 町職員、釧路市西消防署白糠支署職員、白糠消防団が直接出向いて伝達

## 3 避難対策

避難行動要支援者に対する避難は、町福祉担当職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会、隣人、ボランティア等の協力を得て避難誘導を行うものとする。

なお、自力歩行等が困難な場合は、車両等を利用して行うものとする。

避難場所、避難所、福祉避難所においても、町職員、町内会、ボランティア、福祉関係機関等が連携を図り、特に、高齢者や障がい者等の健康状態に留意し、プライバシーの確保、休息場所の確保、水、食糧、衛生用品等供給に配慮する。

## 4 社会福祉施設の防災対策

### (1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町、消防機関、町内会、近隣社会福祉施設、ボランティア組織と入所者の実態等に応じた連携、協力が得られるような体制に努める。

### (3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、近隣の社会福祉施設との連携、協力体制を整える。

### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、消防法に規定された防災訓練及び施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者などが入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

### 5 災害時の援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

#### (1) 避難行動要支援者の発見

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害発生後、直ちに「ふれあい連絡票」を活用し、居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

#### (2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

#### (3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、災害発生後に必要に応じて設置する、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

#### (4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断した場合、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

#### (5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

#### (6) 乳幼児対策

防災訓練、防災講座、防災パンフレット等により、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

また、家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練を通じて、町内会、事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

保育所の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

#### (7) 高齢者、障がい者等対策

高齢者や障がい者等に対して、災害時に適切な行動がとれるように、避難訓練、啓発パンフレット配布、講演会開催等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をするため、家具転倒防止器具等の取り付けの奨励、家屋の耐震化奨励、住宅用防災警報器設置等の安全対策に努めるとともに、避難にあたっての町職員、社会福祉

協議会、ボランティア、町内会、消防団、近隣住民等による避難誘導、避難支援体制の確立を図る。

(8) 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる町内に居住する外国人に対して、災害発生時及び災害発生のおそれがあるとき、迅速、かつ、的確な行動がとれるように、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練への参加や防災教育等の指導等を行う。

ア 多言語によるパンフレット、広報誌（紙）等の配布。

イ 避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化。

第10節 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災地知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。  
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) パンフレットの配布
- (7) 講習会、講演会等の開催
- (8) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 白糠町地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
  - ア 自助（備蓄）の心得
  - イ 防災の心得
  - ウ 火災予防の心得
  - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
  - オ 農作物の災害予防事前措置
  - カ 船舶等の避難措置
  - キ その他
- (3) 災害の応急措置
  - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法

- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
  - (ア) 気象情報の種別と対策
  - (イ) 避難時の心得
  - (ウ) 被災世帯への心得
- (4) 災害復旧措置
  - ア 被災農作物に対する応急措置
  - イ その他
- (5) その他必要な事項

#### 4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の復旧に努める。

#### 5 地域における防災力向上

地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続に実施されるよう、専門的・体系的に避難訓練を含む防災訓練等を実施する。また、防災気象情報や避難衣に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて警戒レベルにより提供するなど、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。高齢者の避難行動に対する理解の促進のため、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携を図るものとする。

#### 6 普及、啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第11節 物資等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食糧、その他物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるとともに、備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し備蓄量等の把握に努める。

1 食糧等その他物資の確保

- (1) 町は、備蓄施設に食料、飲料水、救急用具、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (2) 町は、予め食料関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧その他物資の確保に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。その際、要援護者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、本部長（町長）は、応急飲料水の確保及び応急水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低3日分（推奨1週間）の食糧及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材等の整備

町は、災害時に応急対応、避難所等で必要となる物資、資機材を備蓄、整備するよう努めるものとし、備蓄困難な物資については、民間事業者との災害協定による柳津在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備につとめる。

主な備蓄品、資機材は以下のとおり。

食料、飲料水、寝具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、マスク、消毒液等の衛生用品、燃料、トイレ、発電機、投光器、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋など。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

4 寒冷対策の推進

町は、避難所等における寒冷地対策として、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（防寒具、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、必要な台数の確保に努める。

第12節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市町村及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

- (5) 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（白糠町社会福祉協議会）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

